

## 京都府高齢者施設等利用者支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、物価高騰が続く中、高齢者及び障害者の福祉を図ることを目的として、介護サービス事業所等及び障害者施設等（以下「高齢者施設等」という。）の利用者の負担を軽減するため、高齢者施設等の利用者からの実費徴収により実施される行事（以下「レクリエーション」という。）に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定により指定を受けた通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護（空床型を除く。）及び短期入所療養介護（空床型を除く。）、同法第78条の2第1項の規定により指定を受けた地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第4項の規定により指定を受けた複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、同法第86条第1項の規定により指定を受けた指定介護老人福祉施設、同法第94条の規定により許可を受けた介護老人保健施設、同法第107条の規定により許可を受けた介護医療院、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム並びに生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱（平成13年老発第192号厚生労働省老健局長通知別紙）により整備された生活支援ハウスをいう。
- (2) 障害者施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定を受けた療養介護、生活介護、短期入所（空床型を除く。）、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助、同法第38条第1項の規定により指定を受けた障害者支援施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により指定を受けた、児童発達支援及び放課後等デイサービス、同法第24条の9の規定により指定を受けた福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設をいう。

### (補助対象施設等)

第3条 補助金の交付の対象となる施設等（以下「補助対象施設等」という。）の区分及び要件、補助対象経費、基準額並びに事業対象期間は、別表に定めるところとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体又は民間団体からの補助金、交付金その他の給付金の交付を受けて実施する事業については、補助金の対象としない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象施設等ごとに、基準額の合計と補助対象経費の実支出額を比較していずれか少ない方の額を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (事前着手)

第5条 補助対象施設等を運営する者等は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合（当該事業に係る契約を締結した場合を含む。）は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に当該事業を実施しようとする場合（当該事業に係る契約を締結しようとする場合を含む。）において、

別に定める事前着手届を知事に提出して、その承認を受けたときは、この限りでない。

(交付申請)

第6条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第4号様式による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(地位の承継)

第11条 補助事業者の地位は、合併又は分割その他特別の理由がある場合に限り、承継することができる。

2 前項の規定により補助事業者の地位を承継しようとする者は、その事実を証する書面を添えて、別記第6号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(証拠書類の保管)

第12条 補助事業者は、補助事業の経理については、他の経理と明確に区分して帳簿及び全ての証拠書類を整備し、その収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。

## 別表

| 補助対象施設等    |   | 補助対象経費  | 基準額               | 事業対象期間                 |
|------------|---|---|-------------------|------------------------|
| 区分         | 要件  |   |                   |                        |
| 介護サービス事業所等 | 京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、介護報酬の請求を行う介護サービス事業所等（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び生活支援ハウスにあつては、京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスの提供を行う介護サービス事業所等）を運営する者<br>ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。 | レクリエーションを実施するために必要な経費（報償費、需用費、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料その他知事が必要と認める経費）（消費税及び地方消費税を除く。） | 定員1人当たり<br>5,000円 | 令和8年3月13日から令和9年1月31日まで |
| 障害者施設等     | 京都府内（京都市内を除く。）に所在し、サービスを提供し、障害福祉サービス等報酬の請求を行う障害者施設等を運営する者<br>ただし、地方公共団体の一般会計で直接運営する施設を除く。   |   |                   |                        |

備考1 国、地方公共団体その他の公的機関が運営する施設へ交付する場合は、基準額に1/2を乗じて得た額を基準額とする。

備考2 要件を満たす申請が予算額を超えた場合は、交付額の調整（減額）を行うことがある。